

閱覽用

令和3年 第5回  
神崎市農業委員会総会 議事録

令和3年5月7日  
神崎市農業委員会

令和3年5月 第5回神崎市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和3年5月7日(金) 午前9時開会

2 開催場所 神崎市役所 3階大会議室(中)

3 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

2番 末吉利文副会長 3番 城野芳春委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

(参考 議案の内容)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による2a未満の農業用施設の承認申請について 1件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画 所有権移転関係について 2件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画 利用権設定関係について 156件

議案第6号 農業委員会事務の実施状況の公表について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 13件

## 5 説明のため出席した職員

### 【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

## 6 会議の概要

### (開会)

事務局長

おはようございます。

本日はご多忙の中、本総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

委員の皆さまには、日頃の体調管理に十分心掛けていただきますよう、お願い申し上げます。

本日の総会も、新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解いただきながら開催いたしますので、円滑な議事の進行について、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和3年 第5回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

### (会長挨拶)

会 長

おはようございます。 まず皆さんにご承認をお願いしたいことがあります。

今県内では新型コロナウイルスが非常に多く発生してしまし、いっどこでどうなってもおかしくないような状況下にあります。

それで、以前委員さんからご提案あり、本日は推進委員さんの参加も得まして実施します、宅地分譲や工場立地等の大規模な農地転用事業の事前の現地視察についてなのですが、このコロナの感染状況より、次回からは新型コロナウイルスが収まるまでしばらくは実施を中止しようかと思っておりますがいかがでしょうか。

本日は、事務局が事前連絡などの健康確認により大丈夫ということで皆さんの参加により現地視察の実施となりますが、委員の皆様方に感染などあつては、皆さんやご家族などの日常はもちろん、委員会の運営にも大いに影響するということになりますので、いろいろな案件があつてそれに対応するためには、皆様のご協力があつての委員会ですので、ぜひご了解ご承認いただきたいと思います

ますがいかがでしょうか。

(各委員同意の意志あり)  
(事務局も同様な説明を行う)

ありがとうございます。

それでは、只今から令和3年 第5回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日は全員出席です。 本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、2番 末吉副会長と 3番 城野委員を指名します。 よろしくお願ひします。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第6号までの、6議案の169件です。

報告は、第1号の13件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について)

議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。 受

付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

申請番号1番、申請地の所在は千代田町詫田 字〇〇 〇〇番と〇〇番の田2筆145㎡及び一体利用の〇〇の704.36㎡の合計849.36㎡であります。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定されており、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅等で集落に接続して設置されるものに該当すると判断いたします。

位置図などは4ページと5ページに添付しております。

本件は、現地は既に〇〇として利用されておりましたので、追認の申請となり、現地確認や申請者に対し農地法を遵守するよう指導を行った上で、現状写真と、許可前の事前着手の経緯や理由などを顛末書として提出してあります。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の融資証明書及び残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。受付番号1番について、地区担当委員の8番 國部委員のご意見を申し上げます。

8番 國部委員 【地区担当委員の意見】

8番の國部です。1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、4月26日に委任者の行政書士より転用申請について説明を受けて、地区担当の秋吉推進委員と4月29日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、既に一部を〇〇として利用されておりますが、顛末書を提出されておりましたし、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。これより質疑に入りますが、何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番真島委員挙手)

議長

12番真島委員どうぞ。

12番 真島委員

12番の真島です。こちらは既に一部を〇〇として利用されてということで顛末書を提出されているということですが、これって親の代に転用しちゃったとですよ。それでも顛末書が要るんでしょうか。こんな場合の時は顛末書じゃなくてですね、ちょっと運用法をなんかをですね、考えた方がいいんじゃないかなあと思います。

議 長

どうでしょうかね。事務局より何かありますか。

事務局

そうですが、これまでは追認申請の時には一応に顛末書によって経過説明と農地法の遵守を誓っていたただいたのですが、委員のご意見もあって検討したいと思います。経緯を説明するには、例えば転用状況報告書としていいのかと思いますが、法遵守については、何かしら必要となるのではないかと考えています。

議 長

そうですね。やってしまった転用内容については経緯書でよろしいでしょうが、反省や法遵守についても書き示すならば、今の顛末書でもいいのじゃないかと思えますね。真島さんいかがでしょうか。

12番 真島委員

私もですね、自分がやったやつならば反省等も当たり前だと思いますが、先代がしてしまったことなんでですね、顛末書はどうかなって思ったんです。いいですよ。私は今までどうりでも。

議 長

真島さん、よろしいですかね。それでは他にありませんか。  
(意義なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。  
(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)  
(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)  
(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、受付番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に説明】

申請番号2番、申請地の所在は神埼町永歌 字〇〇 〇〇番の田1筆78㎡及び  
び一体利用の〇〇の58.61㎡の合計136.61㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおり  
です。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定されて  
あり、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから1  
種農地と判断し、転用許可基準としましては、農業用施設に該当すると判断い  
たします。位置図などは6ページと7ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については  
金融機関の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、  
周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号2番について、地区担当委員の5番 八谷  
委員のご意見をお願いします。

5番 八谷委員 【地区担当委員の意見】

5番の八谷です。1号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の田中推進委員とともに、4月25日に現地の状況や転用の  
内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、  
周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問  
題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませ  
んか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は  
退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号2番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号3番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

受付番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に説明】

申請番号3番、申請地の所在は神埼町鶴 字〇〇 〇〇番の田1筆228㎡であります。 転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。 権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定されており、農地区分につきましては、住宅の用に供する施設が連たんし、請地の四方が概ね宅地で囲まれていることから第3種農地と判断し、許可に該当すると判断いたします。

位置図などは8ページと9ページに添付しております。

本件は、現地は既に〇〇として利用されておりましたので、追認の申請となり、現地確認や申請者に対し農地法を遵守するよう指導を行った上で、現状写真と、許可前の事前着手の経緯や理由などを顛末書として提出してあります。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

また、この案件と次に審議いただく申請番号4番につきましては、隣接地であり同じ目的として一体的な利用をするものでありますが、申請者及び権利設定の内容が異なることから、今回別々に審議をお願いするものであります。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 受付番号3番について、地区担当委員の6番 中原委員のご意見を申し上げます。

6番 中原委員 【地区担当委員の意見】

6番の中原です。 1号議案の申請番号3番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。



私も、地区担当の佐藤推進委員とともに、4月21日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

但し、今回の案件につきましては、既に〇〇として利用されておりますが、顛末書を提出され反省されております。みなさまのご審議をよろしく願います。

議長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(11番田淵委員挙手)

議長

11番田淵委員どうぞ。

11番 田淵委員

11番の田淵です。これは追認ってということですが、隣接に農地のあるごたつとですが、そちらの了解は取れてますかね。

事務局

はい、隣接畑がありますが、現状は草刈り程度の管理ということで、転用には了解されています。

議長

他によろしいでしょうか。

(6番中原委員挙手)

議長

はい、中原さんどうぞ。

6番 中原委員

6番の中原です。私は地区担当で確認したんですが、従前からこの土地は農地としては営農することは少なく、それで現況で使いなつてからも周囲には問題はなかったとお聞きしています。ですから、許可されとらんやつたんだと相談を受けてわかつたんですね。

11番 田淵委員

これはですよ、隣接に畑の他にもありますよね。これは農地じゃなかつたんですね。

6番 中原委員

ここは墓のあつたんですね。墓地ですね。

1 1 番 田淵委員

墓地ですか。 そしたらここの境界はちゃんとしなっとですよ。

議 長

それは計画図に擁壁のありますから大丈夫と思います。 現地確認の時も位置を確認しました。

(2 番末吉副会長挙手)

議 長

はい、末吉さんどうぞ。

2 番 末吉副会長

2 番の末吉です。 中原さんはおっしゃらなかったけど、この周辺の土地は昔はごみ処理場で埋めちゃったところでもんね。 地区の方々はみな知っちゃことですし、追認やったですけど現状で使われるのには問題ないところと思わるっですね。 補足しました。

6 番 中原委員

昔のごみの処分地ってことは誰もが知っているところで、申請者もわかってあって使いよくなっけんですし、周辺に問題のかからんように管理するって言われてて、現状も問題なかけんよかろうと思っています。

一番は、周囲が同意してありますからね。

2 番 末吉副会長

そうですね。 今の目的に使うにはちょうどいいと思えますからね。

議 長

はい、みなさんありがとうございました。 では他にありませんか。  
(なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 では質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第 1 号、受付番号 3 番の申請者の退室を確認)  
(採決)

議 長

これより採決します。 議案第 1 号、受付番号 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号4番の申請者が入室、着席を確認)  
(議案第1号 農地法第5条関係)

議長

次に受付番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号4番を議案書を基に説明】

申請番号4番、申請地の所在は神埼町鶴 字〇〇 〇〇番の田1筆313㎡であります。転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、賃借権の設定で、農振除外は平成23年12月に決定されており、農地区分・許可基準等につきましては、先程説明したとおりです。位置図等も同じく8ページと9ページに添付しております。

本件は、現地は既に〇〇として利用されておりましたので、追認の申請となり、現地確認や申請者に対し農地法を遵守するよう指導を行った上で、現状写真と、許可前の事前着手の経緯や理由などを顛末書として提出してあります。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。受付番号4番について、地区担当委員の6番 中原委員のご意見をお願いします。

6番 中原委員 【地区担当委員の意見】

6番の中原です。1号議案の申請番号4番についても私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。また現地確認についても先程説明したとおりです。

こちらについても、既に〇〇として利用されておりますが、顛末書を提出され反省されております。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(5番八谷委員挙手)

議長

はい、八谷さんどうぞ。

5番八谷委員

5番の八谷です。さきほどのは所有権の移転で今回は賃貸借権の設定と違いがありますが、この賃貸期間は何年にされておっですかね。

事務局

当初10年とされており、また更新等なされるとお聞きしております。

5番八谷委員  
了解しました。

(9番森田委員挙手)

議長  
はい、森田さんどうぞ。

9番 森田委員  
9番の森田です。ここは追認ってですけども、申請者の方、こちらは何年前から使われよつとでしょうか。

申請者  
はい、こちらは先ほどの申請地ともども約10年前から使用しています。

9番 森田委員  
そしたら、その時はここが農地って判断してなかったんでしょうか。

申請者  
現状が線路沿いから住宅地にかけての更地のような土地でしたし、所有者さんの方も農地とか思ってたんじゃないようでしたので、その時は申請が必要とは思わなかったです。

9番 森田委員  
そしたら、法務局か何かで確認までせんない農地ってわからんやったんでしょうね。

(7番樋口委員挙手し発言する)

7番 樋口委員  
いきなり発言してすいませんが、先ほどの審議分と併せてですけど、状況からして、返って現状はこの土地を有効活用しているってことになるんじゃないでしょうか。そう言えると私は思いますけどね。

(12番真島委員挙手)

議長  
はい、真島委員さん。

12番 真島委員  
12番の真島ですが、私も、もう転用してありますけど、今回の転用の目的が、この土地を適切に活用していると判断さるっと思います。私は、追認申請になったのは反省していただくとして、内容は許可相当と思います。以上です。

議長  
はい、みなさんありがとうございました。では他にありませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。では異議なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号4番の申請者の退室を確認)  
(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号5番の申請者が入室、着席を確認)  
(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に受付番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号5番を議案書を基に説明】

申請番号5番、申請地の所在は千代田町渡瀬 字〇〇 〇〇番と〇〇番の田2筆4, 093㎡及び一体利用の〇〇の1, 499㎡の合計5, 592㎡であります。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定されており、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから1種農地と判断し、転用許可基準としましては、既存の施設の拡張で既存の施設の面積の2分の1を超えないものに該当すると判断いたします。

位置図などは10ページと11ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号5番について、地区担当委員の3番 城野委員のご意見をお願いします。

3番 城野委員 【地区担当委員の意見】

3番の城野です。1号議案の申請番号5番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、5月2日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無

と思います。 みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(1 1 番田淵委員挙手)

議 長

1 1 番田淵委員どうぞ。

1 1 番 田淵委員

1 1 番の田淵です。 ここは新たな〇〇の建設がありますよね。

事務局

はい、申し訳ありませんが計画図が見にくくなっています。 計画図の上の方に一棟建設されます。

議 長

よろしいでしょうか。 他にありますか。

(1 2 番真島委員挙手)

議 長

はい、真島委員さん。

1 2 番 真島委員

1 2 番の真島ですが、許可基準の、既存の施設の面積の2分の1以内の拡張とは、既存の敷地はどの部分になりますか。

事務局

はい、申し上げます。 位置図の下の方の3筆が既存の〇〇敷地となります。 今回の拡張が上の方の2筆で、その面積が既存の敷地面積の2分の1以内となります。

1 2 番 真島委員

それでわかりました。 了解しました。

議 長

ここは、以前より敷地の拡張が計画されていたんですが、何年か経過してしまって、私の方にも説明しに来られました。

大川の企業ですが、拡張後は既存の機能をここに集めるような計画をされているとのことでした。

それでは他にありますか。 よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号5番の申請者の退室を確認)  
(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、受付番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)  
(議案第2号 農地法第4条2 a未満の農業用施設承認関係)

議 長

次に議案第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による2 a未満の農業用施設の承認申請、1件を議題としますが、11番の田淵委員が議事参与の制限を受けます。 田淵委員は申請者席をお願いします。

(田淵委員が申請者席へ移動したのを確認して)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による2 a未満の農業用施設の承認申請について説明します。

申請番号1番、申請地の所在は千代田町境原 字〇〇 〇〇番の田1筆91㎡であります。 転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。 農振除外は令和3年3月に決定されており、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから1種農地と判断し、転用許可基準としましては、農業用施設に該当すると判断いたします。 位置図などは13ページと14ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)  
(12番真島委員挙手)

議 長

はい、真島委員さん。

12番 真島委員

12番の真島ですが、この4条2a未満の承認とはどういったものですかね。

事務局

申し上げます。通常農地を農地以外にする場合は農地法の転用許可申請が必要となりますが、農業用施設等は営農に資するものとなりますので、農地転用許可の例外として、農業用施設等の規模が面積2a未満または建物が90㎡以下のものは届出制となります。そしてその承認を総会で審議するものであります。

12番 真島委員

わかりました。許可が必要ではなく届出制なんですけど、総会で内容が適切か審議して承認をするということですね。了解です。

私は、この審議案件は承認するつもりです。以上です。

議長

真島さんありがとうございます。他にご質問はありますか。

(異議なしの声あり)

議長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議長

これより採決します。議案第2号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

それでは、11番の田淵委員はお戻りください。

(11番 田淵委員の着席を確認して)

(議案第3号 農地法第3条関係)

議長

次に、議案書の15ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】



議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。  
受付番号1番から4番の申請は、全て所有権の移転で、申請地の土地の所在  
や対価、譲渡人、譲受人、申請事由などは記載のとおりです。

1番と2番については、譲受人は農事組合法人の構成員であり、現に申請農  
地の耕作請負人、または隣接農地の管理者であります。

3番と4番は、親子、または親族間の贈与であります。

それぞれ、申請要件は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしており  
ます。

申請地の位置図を17ページから20ページに添付しております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませ  
んか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第3号について、許可することに賛成の方の挙  
手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決定し  
ます。

(議案第4号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

議 長

次に、議案書の21ページをご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利  
用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画 所有権移転について説明いたします。

農業経営基盤強化を促進する農地売買等事業の規定により、農用地利用集積  
計画の決定について意見を求めるものであります。

番号1番と2番は、先月、佐賀県農業公社への買い受けをご承認いただいた農用地について、あっせん調整された担い手へ売り渡すものであり、申請地の土地の所在や、譲渡人である佐賀県農業公社、譲受人、売買価格および移転、引渡し の時期などは記載のとおりであります。

位置図は22ページと23ページに添付しております。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(3番城野委員挙手)

議長

城野委員さんどうぞ。

3番 城野委員

3番の城野です。ご紹介いたしますが、2番の申請は私が調整委員でした。

買受人の方は住所が市外ですけど、実家がこちらの方です。地区共乾のオペレーターを勤められていて、現に申請地を借り受けて耕作されておりましたので買受人としては最適者ということであっせん調整しました。以上です。

議長

ありがとうございました。他に質問はありませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第5号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書の総括表を基に説明】

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地

利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならないとなっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

まずは議案書1ページの総括表を説明いたします。

○利用権設定関係総括表

神埼町、新規19件、再設定75件、計94件。 内訳は、田240筆、445, 382㎡。

千代田町、新規2件、再設定58件、計60件。 内訳は、田125筆、246, 847.21㎡。

脊振町、新規1件、再設定1件、計2件。 内訳は、田2筆、2, 747㎡。

神崎市、合計156件。 内訳は、田367筆、694, 976.21㎡ となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。 総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページから10ページの農用地利用集積計画 神埼町新規について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書2ページから10ページの、神埼町新規の申し出について説明いたします。 左から、土地の所在、地番、地目、設定面積、10aあたりの賃料、貸付人、借受人、それぞれの経営面積、利用目的・借賃料、そして設定の始期と終期となっております。

設定する内容は、田49筆、88, 062㎡であります。

主に、地域の担い手や営農法人との利用権設定で、10番から19番については農地中間管理事業の活用による農事組合法人との利用権設定となっております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書11ページから39ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書11ページから39ページの、神埼町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は、田191筆、357, 320㎡であります。

主に、地域の担い手や営農法人との利用権の再設定で、67番から75番については農地中間管理事業の活用による農事組合法人との利用権設定となっております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書40ページの農用地利用集積計画、千代田町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書40ページの、千代田町新規の申し出について説明いたします。  
設定する内容は、田6筆、10, 216㎡であります。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議長

次に、議案書41ページから61ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書41ページから61ページの、千代田町再設定の申し出について説明いたします。設定する内容は、田119筆 236, 631. 21㎡であります。

主に、地域の担い手や農事組合法人との利用権の再設定です。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書62ページの農用地利用集積計画、脊振町新規1件と、議案書63ページの脊振町再設定1件について一括して審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書62ページの脊振町の新規1件と、63ページの再設定1件の申し出について説明いたします。

設定する内容は、新規は田1筆 1, 173㎡であります。再設定は田1筆 1, 574㎡であります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、脊振町の新規および再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第6号 農業委員会事務の実施状況等の公表)

議 長

次に、別冊の議案第6号をご覧ください。農業委員会事務の実施状況等の公表についてです。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第6号、議案書を基に説明】

議案第6号、農業委員会事務の実施状況等の公表について説明いたします。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律等により、毎年、農地等の利用の最適化の推進など、農業委員会における事務の実施状況について公表することになっておりますので、活動計画及び活動の点検・評価を総会にてご報告いたします。

まずは、資料の後の方に綴っております、別紙様式2の令和2年度の活動の点検・評価についてです。様式2の2ページは担い手への農地の集積・集約化についてです。3ページは新規参入の促進状況についてです。4ページは遊休農地対策、5ページは違反転用への対応となっております。

また、8ページには、農業者の方などから要望・意見がありました、遊休農地対策、非農地化の推進、農地転用許可事務の権限移譲の検討などについて取り上げております。

次に、別紙様式1の令和3年度の活動計画案についてです。2年度の活動結果を踏まえまして、それぞれの項目について課題を上げ、そして今年度の推進目標と活動計画を設定したものであります。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番真島委員挙手)

議長

12番真島委員さんよりどうぞ。

12番 真島委員

すいません。これは昨年もお伝えしたかとは思いますが、一年の活動の総まとめってことでこれを示されていますけど、ちょっと私のように一委員ではわからないですもんね。もちろん事務局でこのように全体でまとめられて報告されているってことを私たちに示してもらっているってわけでしょうから、それはありがとうございました。

でも、これを見てみても、自分のしたことは何らかはわかりますけど、全部でではですね。たぶん昨年と同じように言ったと思います。以上です。

議長

真島委員さんの言われるとおり、自分の活動は覚えていてもということでしょうが、一人一人の活動報告やその積み重ねがこの数字などになっていると思いますので、それは事務局にてまとめてますので、必ず毎年報告して公表するってことですよ。

事務局

そうです。今回委員さまに示させていただいてから公開し、公表させていただきます。

議 長

そういうことですので、このように結果が、成果が、いや遊休農地は増えてしまったけど、それは皆さんの活動がより確実に、正確になされたということでしょうから、今年までに任期中に引き続き活動と協力をやっていきたいと思えます。 私からでしたが、そのようなことで皆さんよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。真島委員さんよろしいでしょうか。

12番 真島委員

はい、私も原案どおりで承認のつもりです。 よかと思えます。

議 長

ありがとうございます。では他にはよろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 無いようですので、議案第6号については全員承認でよろしいですね。

(はいと大きな声あり)

議 長

それでは、議案第6号は、原案のとおり承認します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。 事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

申請番号1番から13番は、農業経営基盤強化促進法活用した賃貸借契約などの合意解約で、その後は、所有権を移転されるもの、また、新たに中間管理事業を活用して農事組合法人と再設定されるものであります。 報告は以上です。



議 長

説明が終わりました。 ご質疑ありませんか。  
(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

無いようですので、報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和3年 第5回神崎市農業委員会総会を閉会します。  
ご審議ありがとうございました。

10時10分 閉 会